

業務委託契約書(案)

- 1 業務委託名 君津中央病院保育所運営業務委託
- 2 履行期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 11 年 3 月 31 日
- 3 業務委託料 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和8年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和9年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和10年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金 君津中央病院企業団財務規程第107条の規定による

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 住 所 千葉県木更津市桜井 1010 番地
氏 名 君津中央病院企業団
企 業 長 田中 正

受注者 住 所
氏 名

業務委託約款(役務の提供)

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の委託業務(以下「業務」という。)を契約書記載の委託契約の期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務主任担当者)

- 第3条** 受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者(当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。)を定め、発注者に書面により7日以内に通知するものとする。

(業務計画表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書等に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(調査職員)

第5条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の業務主任担当者に対する指示

(2) この約款及び設計図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任担当者との協議

(4) 業務の進捗状況の確認、設計図書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が調査職員を置かないときは、この約款に定める調査職員の権限は、発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の内容、委託先、委託期間、委託の理由等について、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（委託業務の調査等）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第10条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（期限の延長）

第11条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第12条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第13条 受注者の責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、既に実施し、発注者の検査に合格した業務があるときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 発注者の責めに帰する理由により、第15条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（検査及び引渡し）

第14条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書（記録簿等を含む。以下同じ。）の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第15条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）その責めに帰すべき理由により期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- （2）正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が受注者の理由により解除の申し出をしたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、出来形部分に相当する委託料を、受注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、既に発注者の検査に合格した業務に対する支払いがあるときは、契約金額から既支払相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

- 5 発注者は、第1項の規定により受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

第17条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定するほか、必要があるときはこの契約を解除できる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

- 3 発注者は第1項の規定によりこの契約を解除した場合においては、これらより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により設計図書を変更したため委託代金が3分の2以上減少したとき。

- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった委託業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受注者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第16条の規定によるときは発注者が定め、前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（業務従事者災害等）

第20条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

- 第21条** 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第14条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 3 第1項の規定により履行又は損害賠償の請求は、第14条第3項又は第4項の規定により当該業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務の完了の日から10年とする。
 - 4 発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りではない。
 - 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が設計図書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかつ

たときは、この限りではない。

（受注者の法令上の責任）

第 22 条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持等）

第 23 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 24 条 受注者はこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨にのっとり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、本契約による業務を処理するために個人情報を保有するときは、本契約の利用目的以外に使用しない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

3 発注者又は受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

4 その他個人情報の保護に必要と認められる事項については、発注者と受注者が協議して定める。

（談合その他不正行為による解除）

第 25 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

（2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（3）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。

2 受注者が事業協同組合及び共同企業体（以下「共同企業体等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれか

に該当した場合に適用する。

- 3 受注者は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定によりこの契約が解除された場合の措置については、本契約書中条文（解除に伴う措置）の規定を準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

- 第26条** 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

- 第27条** 受注者は、業務委託の履行に当たり、暴力団等から業務妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が業務妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の届出等の提出を怠ったと認められる場合は、君津中央病院企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成11年5月26日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。

（補則）

- 第28条** この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。